

ねんきん通信

老後の国民年金を増やしませんか？

ちょっと増やせる 付加年金

- 第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加保険料は、月額400円です。付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数です。
- ★例えば、付加保険料を10年間納付した場合
付加保険料
400円×10年(120月) = 48,000円
付加年金額
200円×10年(120月) = 24,000円(年額)
付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。
- ※上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の年金額です。
- 付加年金は、任意加入です。稚内社会保険事務所または役場町民課保健福祉グループにおいても申込を受け付けています。
- ※付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- ※付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。
- ※国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することはできません。
- ※付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

60歳から増やせる 任意加入

- 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。老齢基礎年金額(満額)
792,100円(平成21年度の年額)
例えば、保険料の納付済期間が30年間の場合は、満額の4分の3の年金額となります。
- 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。
- ただし、厚生年金保険(サラリーマン等)、共済組合(公務員等)の被保険者(第2号被保険者)の方は、任意加入することはできません。
- ※老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合は、任意加入はできません。
- ★なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入ができます(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます)。
- ★任意加入される方の保険料の納付方法は原則口座振替になります(海外に在住する方を除く)
- ★また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

選んで増やせる 国民年金基金

- 自営業者などの第1号被保険者が希望して加入し、老齢基礎年金に上積みする公的な年金です。
- 国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生大臣(設立当時)の認可を受けた公的な法人です。都道府県ごとに設置された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」があります。
- 20歳以上60歳未満の日本国内に居住する第1号被保険者が加入できます。ただし、国民年金の保険料納付を免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除、学生納付特例、若年者納付猶予を含む)されている人、国民年金の任意加入者、農業者年金基金に加入している人は加入できません。

- 国民年金基金に加入する人は、年金の型や加入口数を自分の将来設計に合わせて選択できます。年金は加入員が必ず加入する1口目の終身年金と加入員が任意に加入する2口目以降の年金(終身年金または確定年金)を併せたものが支給されます。基金の支給する年金は、掛金が納付され、かつ国民年金の保険料も納付されている月分のみ年金額の計算の基礎となる仕組みとなっていますので、国民年金の保険料を払わずに納付することが肝要です。

- 特徴① ⇒ 月々の掛金は将来も一定
- 特徴② ⇒ 国民年金保険料と同じく、基金掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 特徴③ ⇒ 年金額がいまからわかる

	給付の型	支給開始年齢	支給期間	年金額(月額)	加算額	保証期間
1口目	終身年金A型	65歳	終身	2万円	加入月に応じて加算額が支払われます	15年
	終身年金B型	65歳	終身	2万円		無
2口目以降	終身年金A型	65歳	終身	1万円		15年
	終身年金B型	65歳	終身	1万円		無
	確定年金Ⅰ型	65歳	15年	1万円		15年
	確定年金Ⅱ型	65歳	10年	1万円		10年
	確定年金Ⅲ型	60歳	15年	1万円		15年
	確定年金Ⅳ型	60歳	10年	1万円		10年
	確定年金Ⅴ型	60歳	5年	1万円		5年

- ★保証期間のある終身年金A型が確定年金のⅠ型～Ⅴ型に加入し、年金を受ける前に死亡した場合には、加入年齢、死亡時年齢及び死亡時までの掛金の納付期間に応じた一時金が、遺族に支払われます。また、年金を受け始め、保証期間が満了する前に死亡した場合は、保証期間の残り分に応じた一時金が支払われます。保証期間のないB型のみ加入している場合でも、年金を受給する前に死亡した場合には、1万円の一時金が遺族に支払われます。
- ★国民年金基金の掛金は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税が軽減されます。また、国民年金基金から支給される給付は、老齢基礎年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお遺族一時金は非課税です。

国民年金基金のお申し込み、お問い合わせについては、北海道国民年金基金までお電話願います。

フリーダイヤル 0120-65-4192

詳しくは、稚内社会保険事務所(電話0162-32-1941)または役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。